

茨城県地域医療対策協議会設置要項

(目的)

第1条 医師の養成確保対策事業、小児・周産期医療及び救急医療確保事業等、医療提供体制の充実強化のための方策を総合的に協議するため、茨城県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 医師の養成確保に係る課題及びその対策
 - ① キャリア形成プログラムに関する事項
 - ② 医師の派遣に関する事項
 - ③ 派遣医師のキャリア支援に関する事項
 - ④ 派遣医師の負担軽減のための措置に関する事項
 - ⑤ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - ⑥ その他医師の確保を図るために必要な事項
- (2) 救急医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (3) 周産期医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (4) 小児医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (5) その他地域医療の充実に関し必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は茨城県のほか、次に掲げる者をもって構成し、構成員は別表のとおりとする。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）
- (4) 臨床研修病院
- (5) 民間病院
- (6) 診療に関する学識経験者の団体
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (8) 茨城県知事の認定を受けた社会医療法人
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (11) 地域の医療関係団体
- (12) 関係市町村
- (13) 地域住民を代表する団体
- (14) その他会長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により決定する。ただし、茨城県以外の者とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し会議を主宰する。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

2 会議は、必要に応じ随時開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を出席させて意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(ワーキンググループ)

第7条 次に掲げる会議体を協議会のワーキンググループとして位置付ける。なお、医師確保に係る事項については、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることはせず、協議会において最終決定を行うこととする。

(1) 茨城県医師臨床研修連絡協議会

(2) 茨城県へき地保健医療対策協議会

(3) 茨城県へき地医療支援機構

(任期)

第8条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で構成員の交替があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、茨城県保健医療部医療局医療人材課において処理する。ただし、各部会の運営については、茨城県保健医療部医療局医療政策課において行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年3月29日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年5月10日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年9月7日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年3月4日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年9月29日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。

■令和5年度 茨城県地域医療対策協議会委員名簿

| | 役 職 名 | | 氏 名 | 本会 | 部 会 | | |
|----|---------------------|------|--------|----|----------|-----------|----------|
| | | | | | 救急 医療 | 周産期 医療 | 小児 医療 |
| 1 | 筑波大学附属病院 | 病院長 | 原 晃 | ○ | | | |
| 2 | 東京医科大学茨城医療センター | 病院長 | 福井 次矢 | ○ | | | |
| 3 | 東京医科歯科大学病院 | 病院長 | 藤井 靖久 | ○ | | | |
| 4 | 自治医科大学附属病院 | 病院長 | 川合 謙介 | ○ | | | |
| 5 | 昭和大学 | 医学部長 | 小風 暁 | ○ | | | |
| 6 | 水戸医療センター | 院長 | 米野 琢哉 | ○ | ○ | | |
| 7 | 水戸済生会総合病院 | 病院長 | 生澤 義輔 | ○ | ○ | ○ | |
| 8 | 茨城県立こども病院 | 病院長 | 新井 順一 | ○ | | ○ | ○ |
| 9 | 日立製作所日立総合病院 | 院長 | 渡辺 泰徳 | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 土浦協同病院 | 院長 | 河内 敏行 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 筑波メディカルセンター病院 | 病院長 | 河野 元嗣 | ○ | ○ | | ○ |
| 12 | 茨城西南医療センター病院 | 院長 | 野村 明広 | ○ | ○ | ○ | |
| 13 | 北茨城市民病院 | 院長 | 植草 義史 | ○ | | | |
| 14 | 常陸大宮済生会病院 | 病院長 | 小島 正幸 | ○ | | | |
| 15 | 小山記念病院 | 理事長 | 小山 典宏 | ○ | | ○ | |
| 16 | 茨城県立中央病院 | 病院長 | 島居 徹 | ○ | ○ | | |
| 17 | ひたち医療センター | 病院長 | 加藤 貴史 | ○ | | | |
| 18 | 茨城県西部メディカルセンター | 病院長 | 梶井 英治 | ○ | | | |
| 19 | 茨城県医師会 | 会長 | 鈴木 邦彦 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 茨城県医師会 男女共同参画委員会 | 委員長 | 瀬尾 恵美子 | ○ | | | |
| 21 | 茨城県看護協会 | 会長 | 白川 洋子 | ○ | | ○ | ○ |
| 22 | 茨城県難病団体連絡協議会 | 会長 | 曾澤 里子 | ○ | | | |
| 23 | 茨城県市長会 | 会長 | 高橋 靖 | ○ | | | |
| 24 | 茨城県保健医療部 | 部長 | 森川 博司 | ○ | | | |
| 25 | 茨城県消防長会救急部会 | 会長 | 小田部 茂生 | | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 筑波大学 医学医療系救急・集中治療医学 | 教授 | 井上 貴昭 | | ○ | | |
| 27 | 茨城県産婦人科医会 | 会長 | 青木 雅弘 | | | ○ | |
| 28 | 筑波大学 医学医療系産科婦人科学 | 教授 | 佐藤 豊実 | | | ○ | |
| 29 | 水戸赤十字病院 | 院長 | 佐藤 宏喜 | | | ○ | |
| 30 | JAとりで総合医療センター | 病院長 | 富満 弘之 | | | ○ | |
| 31 | 筑波大学医学医療系小児科 | 准教授 | 宮園 弥生 | | | ○ | |
| 32 | 神栖済生会病院 | 院長代行 | 長野 具雄 | | | | ○ |
| 33 | 筑波大学 医学医療系小児科 | 教授 | 高田 英俊 | | | | ○ |
| 34 | 茨城県小児科医会 | 会長 | 渡辺 章充 | | | ○ | ○ |
| 35 | 筑波大学医学医療系小児外科 | 教授 | 増本 幸二 | | | | ○ |
| 36 | 自治医科大学小児科 | 教授 | 小坂 仁 | | | | ○ |